

2008年9月22日

新 JICA 環境社会配慮ガイドライン 追加論点について
情報公開のタイミング提出者：満田 夏花
所属：地球・人間環境フォーラム

(情報公開のタイミングについて)
下記をガイドライン上明記すべきである。

新 JICA は、スクリーニングに関する情報（注 1）および環境社会配慮に関する主要な文書（注 2）を、要請受領後すみやかに、かつ遅くともアプレイザル実施前までに公開する。これらの情報公開は、L/A・G/A 締結に先立ち少なくとも 120 日間行われなければならない。

注 1：プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠

注 2：環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにこれら文書に添付される作成段階で行われたステークホルダーとの協議に関する情報を含む

(趣旨)

- ・ スクリーニング関連情報および環境社会配慮に関する主要な文書の早期の公開に関しては、現行ガイドライン上にも規定があるものの明確ではないため、具体的な規定を設ける必要がある。
- ・ アプレイザル実施段階において、これらの情報がパブリック・レビューにかけられ、一般からの意見が提供可能になっている必要がある。

(現行ガイドラインの規定および運用)

現在のガイドライン上の規定は下記の通りである。

「本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。

- ・ スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。
- ・ カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」

FAQ には、下記の通り記述されている。

「なおスクリーニング情報の公表については、特に重大な影響を及ぼす恐れのあるカテゴリ A のプロジェクトについては国際機関の例を参考に、意思決定に先立ち 120 日程度は公表が可能となるよう努力して参りたいと思います。」

以上